

対応方針1: 登山者・観光客対策の充実

- 避難誘導や情報伝達など、行政機関や関係機関の役割を再整理し、**登山者・観光客対策の充実**を図る。
- 「活火山における退避壕等の充実に向けた手引き」を活用した**避難壕や退避舎の整備**についても示す。

改定方針2: 火山防災協議会、都道府県等の役割の記載

- 火山防災において、都道府県や火山防災協議会の構成機関の役割も重要であり、市町村だけでなく、都道府県や関係機関が活用することも考え、**各機関の役割を再整理し、各機関取り組むべき内容についても記載**するとともに、活動主体を明確にする。

対応方針3: 噴火シナリオや噴火警戒レベル等に対応した避難計画の検討

- 避難計画の対象とする火山現象や季節、噴火シナリオなど、**計画策定の前提となる事項について、整理方法**などを示す。
- その際には、「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き」における、**突発的に噴火が発生する場合と噴火警戒レベルがあらかじめ引き上げられる場合**を中心に検討する。

対応方針4: 避難促進施設への支援

- 新たな新規項目として、**避難確保計画の作成**といった**平時の支援**から、避難促進施設との**情報伝達体制**や**避難誘導の支援**といった**噴火時の支援**など、必要と考えられる項目を整理し、記載する。

避難計画策定の手引きの改定方針案②

■ 全体構成の再整理

- 活火山法の改正により、登山者・観光客対策、避難促進施設への支援等の充実が求められており、火山ごとに、想定される現象、利用形態、地域の特性等に応じた避難計画のあり方を検討する必要がある。
- 現行手引きは「内陸型火山編」、「島しょ型火山編」の2冊構成となっているが、留意すべき地域特性等を再度整理した上で1冊の手引きの中で地域特性ごとの留意事項として記載する。

■ より活用しやすい手引きに

- 現行の手引きは、策定するための手順、基礎知識の解説などの記載が十分ではなく、防災担当者にとって手引きの活用と避難計画の策定が進むように、手引きの活用方法、検討体制や策定手順などについての「解説編」を新たに設ける。
- 策定すべき計避難計画の項目ごとの内容が分かる「計画策定編」、事例や基礎知識が分かる「参考資料」、これらに上記の「解説編」を併せ、3部構成とする。